

これまでの検討状況について（関係資料）

平成 1 8 年 5 月 1 6 日
事 務 局

< 重点 8 事項等について >

農林統計関係・食糧管理関係	p. 1
北海道開発関係	p. 7
ハローワーク・労働保険（労災）関係	p. 13
社会保険庁関係	p. 17
行刑施設関係	p. 20
森林管理関係	p. 22
国立高度専門医療センター関係	p. 26

< 追加検討要請事項について >

登記・供託関係	p. 28
国有財産管理関係	p. 30
官庁営繕関係	p. 32
国土地理院関係	p. 34
自動車登録関係	p. 36
気象庁関係	p. 38

議事概要【農林統計・食糧管理関係】

○平成18年4月21日（金）

農林水産省出席者

佐藤一雄官房文書課長、小西孝蔵官房統計部長、皆川芳嗣総合食料局食糧部長、高橋直人消費・安全局審議官、河崎厚夫官房統計部統計企画課長、齋藤昭官房情報課長

議事の経過

資料に沿って、農林水産省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）農林水産省の回答のポイント

- ・ 農林統計関係で約2,400人純減（統計部門約1,900人、情報部門約500人）、食糧管理関係で約2,100人純減（主要食糧部門約1,600人、消費・安全部門約500人）、計約4,500人の純減を実施。

- ・ 具体的に純減数を明示したことは評価する。
- ・ 見直しの前後で業務量がどう変化したか分からないため、更に合理化できる部分があると思われる。管理部門を削減していることは評価するが、民間と比べるとなお多い。精査すれば更に純減できるのではないか。
- ・ 見直しによる業務量の変化と新しい定員との関係が分かる資料を提出してもらいたい。人に仕事が付くのではなく、仕事に人が付くもの。21世紀の新しい農政を行うためにはこれだけの人員が必要だという説明が必要。
- ・ 統計調査を5本廃止することは評価するが、例外的に職員調査を一部継続する理由が必ずしも成り立っていない。国家公務員でなくとも調査精度の維持や個人情報の保護は可能。また、情報部門の業務については、地方公共団体でも情報発信しており、連携を図ることにより、更に踏み込んで純減できる。
- ・ 食品表示監視業務は重要であり、国民の要請でもあるが、どこまでやるべきかが問題。やり方を効果的・効率的にすべき。大型小売店の内部管理を活用したり、大きなペナルティーを課すことや民間を活用する仕組みの組み込み等を引き続き検討されたい。
- ・ 「中間取りまとめ」で提示した「情報部門の廃止」や「牛トレーサビリティの業務定着に合わせた効率化」により、更に純減できるのではないか。
- ・ 純減数約4,500人のうち約2,000人は自然退職等で対応できるということだが、その差の約2,500人については、省内や府省間での配置転換となるため、雇用調整本部におけるしっかりとした対策が必要。
- ・ 大きな純減数を出しており、相対的には評価が高いが、残る組織が人的にも財政的にもベストの効率化を実現しているか、絶対評価としてどうか重要。管理部門も効率化しているが、マネジメントをどう変えるかで非効率にもなる。ガバナンスの変化を教えてもらいたい。

- ・生産費を1円単位まで把握することは大企業でも大変であり、帳簿を付けない農家が多い中でどのように調査しているのかと思っていたが、農林水産省の職員がいわば会計事務所の仕事まで行っているのが分かった。帳簿は効率的な経営を行うためにも必要なものであり、農家が帳簿を付けられるようになれば、更に相当数の削減ができる。過剰なサービスを行うことで農家を逆に弱くしているのではないか。
- ・国民の意見募集に農林統計や食糧管理が重要という意見が多数寄せられていたが、食品表示監視については、もっと合理化できるのではないか。任意の調査であり、国家公務員がどこまで行う必要あるのか。徹底的に整理すれば、更に合理化できる。
- ・回答の数字が丸い。例えば約1,600であれば1,560や70の切り上げではなく、少なくとも1,601以上とする姿勢で作業してもらいたい。

以上のような意見交換を経て、農林水産省に対して、次のように伝えた。

- ・見直しによる業務量の変化と新しい定員との関係が分かる資料を提出すること。
- ・見直しによる管理部門のガバナンスの変化が分かる資料を提出すること。
- ・本日指摘のあった点について、更に精査を行い、一層の積み増しをお願いしたい。精査の結果を事務局にご報告いただきたい。

別紙 2 - 1 農林統計関係（農林水産省）

重要方針における見直しの方向性

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

農林水産省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

- 各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。
 - 統計の実査業務について、調査員調査、郵送調査へ移行し、原則として国の職員による実査を全て廃止
 - 統計の企画・取りまとめ業務について、農政改革の進展にあわせた統計調査の廃止・見直し（品目別統計調査の廃止等既存統計調査の抜本的な整理・統合、調査客体数の縮減、調査項目の簡素化、調査周期の延長等）による合理化、地方農政局等が行っている業務について本省で一括して実施
 - 情報業務について、既存業務を見直し、地方農政局の既存の広報部門の体制で実施可能な業務に限定
 - 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合

検討の状況（3月10日第3回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

統計業務の見直しの検討方向について

【農林水産省からの説明】

- ・ 農林統計は、政策目標の設定、財政支出、法令の執行に直結するものであり、農林水産政策の基礎となっている。
- ・ これまでも合理化を推進。平成 16 年には農林統計業務全体をゼロベースから見直し、平成 21 年までに約 1,100 人の縮減に取り組んでいるところ。さらに、現在推進している農政改革を踏まえ、「農業経営統計調査」について、品目横断的経営安定化対策の導入に伴い、標本数の見直し、一部の郵送調査化等を推進。
- ・ 具体的な要員の規模については、現在更なる精査をしているところ。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 定員の削減について具体的な説明がない。農政の転換に合わせ、業務も大きく見直し、どのような業務内容、組織、定員が必要なのか、既存の削減計画（1,100 人の削減）に追加する削減数を具体的に示すべき。
- ・ 業務の在り方をゼロから見直し、より効率的な執行方法を追求すべき。
- ・ 政策の目標と期間を定めずにどう評価・改善していくのか。農林統計に必要な最適数を示すべき。
- ・ 民が活力を持つことにより公が生産性を高め豊かになる（「活私豊公」の）観点から、民間委託等により、農林統計を見直すべき。

府省間配置転換と純減数との関係について

【農林水産省からの説明】

- ・ これまでの府省間配置転換の仕組みでは限界がある。
- ・ 配置転換が円滑に進まない場合には、職員の雇用及び労働条件に直結する問題が生ずるおそれがあり、政府全体として実効ある配置転換円滑化対策が必要。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 配置転換円滑化対策が明示されていないと削減数が示せないという農林水産省の主張はおかしい。
- ・ 受皿があればいくらでも純減できるということになる。

農林統計における国の職員による実地調査（実査。約 2,500 人）について

【農林水産省からの説明】

- ・ 調査結果が、（ ）国の財政支出等に影響するため高い精度が求められること、（ ）個人のプライバシーに関わるため公務員に対する信頼感が必要、（ ）必要な専門知識を持つことが不可欠等の理由から、最小限国の職員による実地調査を実施せざるを得ないが、大部分を調査員調査や郵送調査に移行する。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 農家のプライバシーがあるから国家公務員による実査が必要だというのが、国勢調査等も国民のプライバシーに関係する。国勢調査では、民間の調査員を活用して、常勤の公務員を配置しなくても調査を行っている。常勤の国家公務員による実査はすべてアウトソーシングし、廃止するべき。
- ・ 公務員でないと調査できないという説明は、民間人は信頼できないというに等しい。
- ・ 担い手中心の農政を目指すなら、農家自身が帳簿を付けられるような仕組みにすることが必要。帳簿もないところで強い農業は育たない。
- ・ 食糧自給率が低く、農業に競争力がないまま、統計だけ精密でも何の意味もない。職員による実査を 19 本から 6 本に減らすというが、ゼロにするべき。

企画・取りまとめ業務（約 1,200 人）について

【委員からの指摘・意見】

- ・ 国勢調査の実施に当たっては、地方公共団体の現場でも、担当者以外の職員を臨時に動員するなど工夫を行っている。農林統計についても、抜本的に合理化するべき。

情報部門（約 900 人）について

【委員からの指摘・意見】

- ・ 政策情報の受発信、国民からの意見・要望の収集は重要であるが、通常の広報部門で十分実施が可能。情報部門は廃止するべき。

管理部門（約 400 人）について

【委員からの指摘・意見】

- ・ 管理部門は、他の業務部門よりも踏み込んで合理化するべき。

別紙 2 - 2 食糧管理関係（農林水産省）

重要方針における見直しの方向性

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

農林水産省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

- 各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。
 - 主要食糧の買入れ、保管、販売等の業務について、原則として全ての業務を対象に廃止・見直し、包括的民間委託
 - 農産物検査業務について、国が行う検査から民間検査への移行又は公的な資格制度によらない完全な自主検査に移行することとし、国の業務を最小限に限定
 - 米穀の生産調整業務について、農業者・農業者団体が主体となった生産調整システムでの需給調整への移行に伴い、原則として地方支分部局における業務を廃止
 - 米麦の生産・流通調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等
 - J A S 巡回指導業務について、都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターの業務内容・権限の整理、包括的な民間委託（調査員の活用）、調査対象の絞込み
 - 食品価格・需要等調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等
 - 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合
- その他、減量・効率化方針（主要食糧業務に係る定員は、平成 14 年度末の 5,900 人を向こう 10 年以内に 1/3 程度にまで縮減、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14 年度末定員の 8,843 人を向こう 10 年以内に約 3,000 人削減）を平成 22 年度までに前倒し実施すること。

検討の状況（3月10日第3回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

主要食糧部門（計約 3,300 人）について

【農林水産省からの説明】

- ・ 平成 24 年度末までに要員規模（定員）を約 2,000 人までに削減する予定である。

【委員からの指摘・意見】

- ・ なぜ公務員が直接やらないといけないのか。
- ・ 農産物検査が民間へ移管される。食糧管理関係業務に限らないが、より権力性の高い「検査」が民間に移管できて、権力性が低い「調査」が民間で実施できないという説明に説得力はない。
- ・ 民間検査員制度が定着したら組織そのものが要らない。それに合致した減員目標を出すべき。
- ・ 産地は農産物のブランド化に努力している。検査で保護するより自主的・自立的にやっていくことが重要。

生鮮食品の表示監視業務（約 2,000 人）について

【農林水産省からの説明】

- ・ 不正表示が見つければ、業者名公表などの行政措置に向けて故意か過失かなどの行政としての高度の判断を現場で行う必要がある。大手スーパーのコンプライアンスが優れていても、実際に表示をするのは各店舗であり、実際に違反も見つかっている。
- ・ 加工食品については独立行政法人農林水産消費技術センターが食品表示監視業務を行っている。工場でパッケージされているため、分析の結果問題があった場合には工場に立ち入り検査を行うなど、監視方法が異なる。独立行政法人では、立入検査などに協力を得られない場合がある。
- ・ 生鮮食品は日持ちせず、日々入れ替わるため、店舗で表示確認する必要がある。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 食品については、ソーシャルオーデットが非常に強く、法令遵守が期待できる。現在約 2,000 人の人員がいるが、その合理的な根拠はない。すべてをチェックできるわけではなく、監視できるものだけやっているという感がある。一罰百戒でよい。
- ・ 食品衛生分野では業者による食品衛生指導員が監視を行う仕組み等がある。何より消費者が一番神経質になって見てくれる。民間のモニターを活用すればよく、常勤の公務員が直接実施する必要はない。
- ・ 農林水産省が管轄する大手のスーパーでは、コンプライアンスの徹底に努めている。国の職員が各店舗まで巡回する必要はない。
- ・ 加工食品の表示監視については（独）農林水産消費技術センターが約 500 人で行っている。同センターは農薬検査や肥飼料検査も合わせて生産から流通まで見ることになっており、生鮮食品の表示監視も同センターに統合して効率化すべき。
- ・ 独立行政法人だと立入検査に協力が得られないということは、理由にならない。

食品価格・需要動向調査など（約 600 人）について

【委員からの指摘・意見】

- ・ 国の職員が直接調査を実施する必要はない。
- ・ 平成 15 年度以降も同じ規模を維持する予定となっているが、効率化すべき。

牛トレーサビリティ業務（約 900 人）について

【農林水産省からの説明】

- ・ 生産者の自主的取組を促すなど工夫はしているが、B S E の監視期間中（最後の発生から 7 年）は現行の体制で行わざるを得ないと考えている。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 制度の発足時はともかく、業務の定着に合わせて効率化すべき。

管理部門（計約 1,100 人）について

【委員からの指摘・意見】

- ・ 管理部門 1 人当たりの定員数が平成 15 年度以降変わらない今の計画では、組織マネジメントが効率化されていないことになる。

議事概要【北海道開発関係】

○平成18年5月12日（金）

国土交通省出席者

中島正弘大臣官房総括審議官、吉田義一北海道局長、岡田俊夫北海道局総務課長

議事の経過（未定稿）

資料に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・4月28日有識者会議の指摘も踏まえて、
防災・技術センターの独立行政法人土木研究所への統合等
事務所・事業所等の統合
等について検討中である。

- ・開発建設部において道路事業、河川事業を実施している職員の人事交流はどのようになっているのか。同じ開発建設部内で業務体制を見直し、人事等の縦割りを解消して職員の融通ができるようにするなどして定員を純減することも検討してほしい。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・定員の純減の上積みに向けて現在検討中との説明があったが、早急に検討を進め、具体的な処置内容について結論を出して、有識者会議として総理に報告できるような純減の実数を出してもらいたい。

○平成18年4月28日（金）

国土交通省出席者

中島正弘大臣官房総括審議官、吉田義一北海道局長、岡田俊夫北海道局総務課長

議事の経過（未定稿）

資料に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・861人（13.7％）の純減（組織・業務処理体制の見直しで351人、民間委託の拡大で400人、開発建設部の統合で50人、北海道道州制特区による事務の移譲で60人）（注）前回の回答約400人の削減

- ・新聞報道によると、総理は北海道開発で2～3割減らすべきと仰っているようだが、本日提出された数字は13.7%である。行政府の長である総理が言ったことと国土交通省の説明が異なるということでは国民は理解できないのではないか。今回の回答は総理のこの御発言をしっかりと受けとめて検討を行ってきた結果とは思えない。引き続き定員の純減に向けた努力を行う必要がある。
- ・事業費の比較では地方整備局より要員が過大である一方、道路延長で比較すると要員が不足しているとの説明であるが、逆に言えば、道路延長の短い地方整備局は定員を減らせるということではどうか。そうでなければダブルスタンダードであり、基準が何であるか、基準をどう使えばよいか分からなくなる。事業費で比較すると要員が減るが、道路延長で比較すると要員が不足しているという説明ではだめだ。北海道開発局と地方整備局とで同じ考え方で純減に取り組んでもらいたい。
- ・定員合理化計画では18年度から21年度までで606人の削減、これを22年度まで単純に引き延ばすと、約760人の削減である。増員があるにしても、861人の純減はそんなに大きい数字とは思えない。
- ・本日の説明を受けて、861人の純減目標数は、我々の有識者会議の要請とも総理の2～3割減らすべきとの発言ともまだまだギャップがある。ゼロベースで業務実施体制を見直して、純減目標数の再検討を行い、早急に提出してもらいたい。
- ・道路事業については、北海道は管理延長が長いから要員が多くなるとの説明があり、一方、河川事業については、地方整備局より要員が少ないとのことであるが、それは要員が少ないことにより災害対応が十分に出来ないなど危険な状況になっているのか、それとも効率的に事業を行っているのか少ない要員でも対応可能なのか。国土交通省ではどう評価しているのか。
- ・我々は、例えば1人当たり事業費で地方整備局と比較した場合には1,800人程度要員が過大になると試算されると指摘した。当会議の問題提起に対し、単に反論を行うだけでは、議論が進まない。このままでは861人の純減でよいのかどうかの評価ができないので、我々が納得できるきちとした指標を出してもらいたい。
- ・事務局に調べてもらったデータでは、北海道開発局の事業費のピークは平成10年度でそれから漸減傾向にあり、平成17年度では約半分になっている。しかし、定員は約16%程度しか減っていない。そう考えると861人より更に純減できるのではないかということになる。今後も公共事業費は減ると思うので、そうなると、事業が無くなったのに人がいるということになる。北海道は、開発局と道と市町村とで三重行政になっているのではないかという印象だ。開発局が国として実施すべき事業を仕分けする必要がある。
- ・国土交通省が行った試算でも河川や農業農村整備を除くと、少なくとも1,000人程度は過大に要員が配置されているという結果になっている。総理が2～3割減らすべきということとも合致するのではないか。本日提出のあった861人より、純減の余地はなお大きい。再度精査していただきたい。
- ・説明のあった純減方策の中では、間接部門の純減数が大きいと思うが、純減した結

果、間接部門は何人になる予定なのか。どの業務に何人配置されていて、最低何人必要であるかの検討がなされていないので分かりにくく、これでは評価ができない。

- ・防災・技術センターは 20 人の純減を行うとのことであるが、国の行政機関として存続する意義が不明である。民間委託を拡大するとの説明であったが、業務自体を減らすことを検討し、防災部門は廃止して開発建設部の内部組織にするか、又は研究部門として独立行政法人土木研究所に統合すべき。
- ・開発局の事務の中には道庁に任せられるものがたくさんあるはず。地方に任せられるものは地方にということをして是非実践してもらいたい。
- ・開発局の職員の年齢構成をみると、事務系・技術系職員とも 28 歳から 34、35 歳が特に多い。将来の処遇問題も考えれば、配置転換を積極的に進めるなどによりこの年代の要員を大幅に削減すべき。
- ・開発建設局の統合は、札幌と石狩川以外は出来ないとのことであるが、理由が理解できない。北海道では支庁改革を進めており、現在 14 ある支庁を 6 程度にまで整理統合するとしている。開発建設部も積極的に統合を進めていただきたい。
- ・北海道道州制特区推進法案に基づく北海道への事業の移譲による 60 人の純減には、北海道が事業を受け入れればなどの条件が付いている。道の事業と統合するなどして、特区法案とは関係なく要員を減らすべき。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・組織体制の見直しが不十分。札幌と石狩川のほかの 9 開発建設部を統廃合できない理由が説得的でない。また、防災・技術センター（78 人）については、独立行政法人土木研究所との統合や開発建設部の内部組織化等の見直しを行うべき。
- ・861 人の純減数が示されたが、大幅な純減を行うべきという総理の意向に对应していない。どの業務に最小限どれだけの要員が必要かの抜本的な検討が行われておらず、「大胆かつ構造的な見直し」を行った結果と評価できない。委員からの様々な指摘を踏まえて十分検討を行い、総理の期待に応えられる検討結果を示されたい。
- ・至急定員の純減方策の検討を進め、行政改革推進事務局に報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含めて今後の進め方を決定することとしたい。

別紙 2 - 3 北海道開発関係（国土交通省）

重要方針における見直しの方向性

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

国土交通省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

- 別添のとおり、累次の総理の指摘があるが、これにどのように対応するのか。
- また、以下の方向で業務の抜本的見直しを行い、必要最小限の体制とすること。
（注）以下において、比較の対象となる地方整備局の水準は、別途地方支分部局等の見直しを行うこととしているので、当然のことながら、最終的には地方支分部局等の見直し実施後の水準となる。
- 直轄事業について包括的に民間委託等を促進し、民間委託率を本州等並みに引き上げ、地方整備局と同程度の体制まで合理化すること。
- 北海道開発計画に係る調査要員を合理化すること。また、本局、開発建設部及び事務所・事業所等の関係を抜本的に見直して、整理統合を進め、合理化すること。
- 各事業分野別の定員について、本州等の各ブロックの類似の体制と比較して、必要最小限の定員はどの程度か。例えば、直轄事業の総事業費と体制を比較してどうなるのか。

検討の状況（3月22日第5回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

全体の純減目標について

【国土交通省からの説明】

- ・ 5年間の具体的な純減目標数の全体については、雇用の確保に関する枠組みの内容を踏まえた検討が必要である。
- ・ 事業の実施に必要な定員の検討には、自然条件、地理的条件、人口分布、交通量等、各事業の特性に応じ様々な要素を考慮する必要があり、特定の指標に基づく一律の比較は不適當である。
- ・ 業務の民間委託率を地方整備局並みとすること及び内部管理要員を合理化することで、平成18～22年度に約400人を削減する。しかし、これは現行の定員合理化計画（平成18～21年度）における削減数606人とは性格の異なる数字であり、その関係を一概に論じることはできない。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 説明では、現行の定員合理化計画の削減数606人との関係が全くわからない。ここをはっきりしないと議論を進めることができない。
- ・ 定員の純減数について、次回ヒアリング時までには、最大どれくらい純減ができるか、国土交通省自ら純減数の全体を示すべきである。
- ・ 現時点で示された削減数約400人は全体の6パーセント程度であり、北海道開発関係が定員純減の重点的な検討分野とされたことを踏まえた数字とは言えない。
- ・ 例えば、用地取得費を除く定員1人当たり事業費を比較すると、地方整備局等の平均より北海道開発局の方が3割程度小さく、これを定員換算すれば1,800人となる。こうした指標を基に地域の特殊性を加味して計算するなど、ゼロベースで業務全体の実施体制を自ら見直すための指標

を次回ヒアリング時までを示すことが必要である。

「二重行政」の指摘等への対応について

【国土交通省からの説明】

- ・ 北海道道州制特区推進法案については、現在、自由民主党の道州制調査会等において検討中であり、コメントは控えたい。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 北海道開発局と北海道庁が事業を行う地域は同一であり、組織を一緒にすれば、道路管理などの事業が効率化できる。
- ・ 例えば道路の除雪を行う地域を「面」としてとらえると、北海道庁と分かれて実施していることによりかえって非効率が生じているのではないか。
- ・ 「二重行政」との総理の指摘や公共事業費の減少に応じた定員の削減が行われていないという事実を踏まえることが必要。北海道道州制特区推進法案の成立を待つまでもなく、国土交通省として積極的に北海道庁への事業の移管を検討すべきである。
- ・ 世界中に在外公館を置く外務省の定員より、国内の一地域である北海道を管轄する北海道開発局の方が定員が多いのはおかしいのではないかと、というのが国民の一般的な受け止め方である。北海道は面積は大きいが居住人口は少なく、人口に応じた定員配置とすべきではないか。

包括的民間委託について

【国土交通省からの説明】

- ・ 行政判断、行政責任等を伴わない補助的な業務、単純業務について、地方整備局等の取組を参考にしつつ民間委託を一層推進することにより 200 人程度を削減する。なお、地方整備局等の取組が進めば、これに応じて更に民間委託を進める。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 地方整備局等の民間委託率の水準が適正かという問題もある。いずれにせよ、定員の純減に向けて、地方整備局等の見直しを条件とすることなく、自らの問題として北海道開発局独自の数字を次回ヒアリング時まで提示すべきである。

出先機関の抜本的再編について

【国土交通省からの説明】

- ・ 組織の統廃合や同種業務の広域・集中処理等により、内部管理要員比率を 3 % 程度引き下げ、これにより約 200 人程度を削減する。
- ・ 現在 11 ある開発建設部は、広い区域を管轄し、災害対応時における事務所・事業所等の統括などの重要な業務を担っているので、統廃合を行うことはできない。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 昭和 26 年以降半世紀以上見直されていない 11 の開発建設部を積極的に統廃合すべきである。特に、同じ区域を管轄し、札幌市内の同じ庁舎内にありながら、事業の種類で組織を分けている札幌開発建設部と石狩川開発建設部は速やかに統合し、定員を減らすことが必要である。
- ・ 災害対応などの考え方は、北海道開発局と北海道庁とで異なることはないはずである。国として本当にやらなければならないものは何か、検討すべきである。

経済財政諮問会議における小泉議長発言(抜粋)

(平成15年第29回経済財政諮問会議：平成15年12月19日)

○道州制特区について

(小泉議長) 最初は「1兆円補助金削減」、とんでもないと言っていたのが、できた。苦労はわかるけれども、やればできるんだ。税源だって完全ではないが所得税で出来るようになった。あと交付税は今言ったとおり大事で、あと3兆円の補助金の改革とあわせて、本当の三位一体を、来年度のどこかの時点で全体像を出した方がいい。北海道はやってみたらどうかって私が言い出した。何で北海道が言い出さないのか、私が言い出さないで、むしろ北海道の議員なり、北海道の知事が言い出すべきだと、待っていた。ようやく来たからよかったと思う。雇用問題は心配だろうけど、最初からパンとやるという前提で、何で二重の行政があるのか。地方支分部局との事務事業の一元化をちゃんとやらなきゃだめだ。通産省出身でも通産局だって必要ない。北海道庁に吸収できる。自分の出身の役所からまずやる。そして開発局もちゃんとやる。そういうことをはっきりさせた方がいい。応援するから。

(平成16年第12回経済財政諮問会議：平成16年5月28日)

○北海道・道州制特区について

(小泉議長) とにかく知事がこうしてくれと。知事の言った統合、これはいい。まず、第1段階で北海道開発局6,500名というのは、これまた多いね。中央の役所の出先をまず統合して、北海道はこうやりたいという案をちゃんとぶつけてください。大田政策統括官と相談して、それを応援するから。外務省は5,000人しかいないのに、何で北海道開発局に6,500人要るんだ。こういうことも含めて、本省と労働問題を怖がらずに大胆にやってください。応援するから。

(平成17年第14回経済財政諮問会議：平成17年6月7日)

○規制改革について、「基本方針2005」について

(小泉議長) 北海道開発局は何人いるのか。

(中川議員) 6,000人ぐらい。

(小泉議長) 道州制をしようというのに、北海道は開発局は要らないと言っているのに、抵抗があって、できないだろう。だから、費用よりも「民間でできることは民間に、地方でできることは地方に」だ。治安関係だって、今、警察官も、公務員ではなくてもできる違法駐車取締りなどは民間に任せている。刑務官など、公務員ではなくてもできる分野があると思う。そういうことをやれば、純減目標はできる。北海道開発局1つとってもそうだ。道庁がありながら、何故、あんなに何千人もいるのか。だから、純減目標は大事だ。

議事概要【ハローワーク関係・労働保険（労災）関係】

○平成18年4月28日（金）

厚生労働省出席者

青木豊労働基準局長、鈴木直和職業安定局長、生田正之職業安定局総務課長

議事の経過（未定稿）

資料に沿って、厚生労働省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）厚生労働省の回答のポイント

- ・当初回答に加えて、大都市部等のハローワークの職業紹介関連業務の更なる民間委託、雇用保険三事業の業務効率化等を行い、全体として738人の純減（定員合理化計画に計上されているものを含めると1,216人の削減）を行う。

- ・削減数の積み上げを行い、約1,200人の削減数を提示したことには一定の評価をする。
- ・市場化テストのモデル事業では、コストが削減される一方、効果が上がっており、業務効率化の手法として市場化テストをもっと活用できるのではないかと。
- ・雇用保険三事業についての削減数35人は現行事業を前提とした効率化による削減であり、今回の回答だけで終わるものではないと理解している。雇用保険三事業は、廃止も含めた抜本的な見直し作業を行っている最中であると承知しているが、その検討結果が出た際には、その結果に応じた純減の上積みを行うべき。
- ・雇用保険三事業については、雇用能力開発機構も含めて、国民が非常に厳しい目を向けている分野。表層だけの改革では、国民ももう黙っていない。国民の信頼を得られるような抜本的な見直しを行うべき。
- ・都市部のハローワークでは業務量が多いという説明があったが、業務量が多いのであればこそ、職業紹介業務を自治体の窓口へ委嘱をするという選択肢も考えるべきなのではないか。自治体は地元の雇用に対する意識も高く、全体としてサービス水準が上がるのではないかと。
- ・障害者や高齢者向けの業務を行政が実施するのは分かるが、その他の無料職業紹介業務については、もっと民間に委ねることが可能な部分があると思う。残された期間は5年あるので、状況の変化に従い、業務効率化の取組を続けていただきたい。
- ・ILO第88号条約の存在は、行政側にとっても足かせになっている面があるのではないかと。経済社会情勢の変化を捉えて、条約の解釈を柔軟にできる場面があれば、速やかに見直しを行うべき。ねばり強く、いつでも前向きに見直す姿勢を持つべき。
- ・確かにILO条約では労働市場でのセーフティネットを定めており、大量のリストラが生じた際などは、ハローワークは一定の役割があるが、大切なのはいかに効率的にそのセーフティネットを維持するかである。
- ・ILO条約やセーフティネットが重要であるとしても、解釈を狭くしすぎて、組織防衛の手段にならないようすべき。

以上のような意見交換を経て、厚生労働省に対して、次のように伝えた。

- ・純減数の積み増しが提示されたことは一定の評価をする。
- ・労働分野は非常に変化の激しい領域なので、ILO条約を狭く解釈することなく、社会情勢の変化を踏まえつつ、職業紹介業務のあり方について引き続き検討を行うべき。
- ・現時点では、再々ヒアリングを実施する必要はないと考える。

別紙 2 - 4 ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係（厚生労働省）

重要方針における見直しの方向性

包括的・抜本的な民間委託等

厚生労働省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日及び2月10日行政改革推進事務局）

- 職業指導・紹介、職業相談について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。この場合、経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、セーフティネットとして公務員が業務を実施する必要がある業務の対象・水準を明らかにすること。
- 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 労働保険の適用・徴収について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 社会保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。
- 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
 - 規制緩和等を踏まえつつ、労働局・労働基準監督署を含めた組織の見直し
 - 定型的業務の完全外部化、情報システムの活用 等
- 雇用保険 3 事業及び労働福祉事業について、廃止も含めた徹底的な見直しを行うこととあわせて、それらの業務に関連する定員の見直しを行うこと。

検討の状況（3月16日第4回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

回答全体について

【委員からの指摘・意見】

- ・ 5 %の削減は、質・量・スピードともに弱すぎる。再検討すべき。
- ・ 回答は全く不十分であり、きちんと新規に何人削減するのか示さないと、大きな割当をすることが必要になるのではないか。

職業紹介業務（約 6,000 人）について

【厚生労働省からの説明】

- ・ ILO 第 88 号条約の遵守や、健全な雇用保険制度の運営の観点から欧米主要国と同様に雇用保険と職業紹介を一体的に実施する必要。従って、無料職業紹介は、国が公務員により直接実施する必要があり、包括的民間委託は困難。但し、検討要請を受けて更に民間委託の拡大等を行う。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 1953 年に批准された条約があるから取り組むことができないというのは納得できない。仮に今批准したとしたら、600 か所の半分も必要ないのではないか。
- ・ 包括的民間委託が難しいなら、地方は別として、セーフティネットとの関係で条約上も問題がない都市部においてハローワークの統廃合を進めるなどの取組を進めるべき。統廃合すれば待ち

時間が長くなるというのは理由にならず、それこそ民間の参入が有効という証拠である。

- ・ 国は障害者雇用率の達成対策などをしっかり行えばよく、職業紹介・相談など民間でも多様な展開がされている部門は、時代に合わせた抜本的な点検をすべき。
- ・ ILO条約との関係では、逆に「こういう解釈をする」とILO事務局に働きかけるようなことがあってもいいはず。
- ・ ILO条約の解釈だけは一步も譲らないというのは、バランスを欠いた対応ではないか。
- ・ ハローワークはセーフティネットであり、キャリアアップに用いられる民間事業者とは異なる位置づけである。ただし、見直しは必要である。
- ・ 無料のものがあれば人が来るのは当然であり、ハローワークの必要性の根拠にはならない。都市部では選択肢があり、民間を活かす形で環境を整備し、抜本的な見直しを行う必要がある。
- ・ 包括的な民間委託のほか、官民混在型の部分的民間委託等を含め、効率化の方策を検討すべき。
- ・ ILO条約は半世紀前の話であり、ドッグイヤーで言えば大正時代の感覚のもの。もう少し柔軟に考えるべきであり、職業紹介のセーフティネットとしての機能は維持するとしても、条約の内容を満たしながら民間参入や委託を推進するなどの工夫が必要。

労働保険の適用・徴収業務について

【厚生労働省からの説明】

- ・ 職権による保険料の決定、立入調査や強制徴収等国民の権利・義務に影響を与えるものであり、政府が直接関与すべきものであることから、包括的民間委託は困難である。ただし、定型業務の民間委託化等を検討し、一定の人員削減を行う。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 徴収業務に関して、共同の事務センターを社会保険事務所に置いているが、厚生省と労働省が統合して時間が経っているのに実態として両者の一元化は進んでいないのではないか。
- ・ 根本的な見直しを要請しているのであり、現行制度の相違を前提とすべきではない。少なくとも、徴収は社会保険と労働保険がなぜ別々になっているのか全く理解できず、当然一系統で行うべき。
- ・ 一元化は合理化以前の常識の問題であり、もっと弾力的に考えるべき。

雇用保険3事業及び労働福祉事業について

【厚生労働省からの説明】

- ・ 当該事業は、独法や民間委託により実施する等その見直しが定員の純減に直結しないものが大部分であり、また、労働局において支給している助成金の支給業務は、職業紹介や事業主指導と一体的に実施する必要がある。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 雇用保険3事業と労働福祉事業については、事業実施による成果を見極め、事業の廃止を視野に入れながら検討すべき。
- ・ 雇用保険の求職者給付の25%が国庫負担であるが、この国庫負担を止めたら雇用保険3事業を続けるのかといった観点からの見直しが必要。

総務等の関連業務について

【委員からの指摘・意見】

- ・ 総務部門（約1,900人）などの関連部門が回答に含まれていないが、合理化が必要。

議事概要【社会保険庁関係】

○平成18年4月28日（金）

厚生労働省出席者

村瀬清司社会保険庁長官、金子順一総括審議官、青木豊労働基準局長、小林和弘社会保険庁次長

議事の経過（未定稿）

社会保険・労働保険の適用・徴収事務一元化及び社会保険庁関係

資料に沿って、厚生労働省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）厚生労働省の回答のポイント

- ・ 社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて、社会保険と労働保険の更なる一元化を進めていくとともに、保険料の計算・賦課・納付に関し、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討。
- ・ 「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」に基づき、最大限の前倒しをして実施することにより、5年間で3,000人以上（17%以上）の純減を行う。

- ・ 一元化の取組については、大分クリアになった。説明の中で、保険料の計算方法にまで触れられていたが、例えば社会保険を賃金総額制に変えるのは、かなり大きい議論になる。それ以前に、様式や事業所番号の共通化などにより、相当省略化ができるのではないかと。今後の検討には、中期的な工程表が示されれば一層わかりやすい。
- ・ 雇用保険三事業は言うまでもないが、日本は例外的に、失業給付の財源に税金が投入されており、今後ますます合理化が求められるのは必至。常に合理化の努力が必要という厳しい認識を持っていただきたい。
- ・ 徴収コストはかなり大きな部分を占めるので、新組織発足後も、どのような方法で行えば最も効率的か、不断の見直しをして欲しい。また、社会保険・労働保険の一元化に関しては、組織や庁舎の統廃合も念頭において進めていただきたい。
- ・ 徴収事務の一元化が進めば、組織も一本化できると思う。

以上のような意見交換を経て、厚生労働省に対して、次のように伝えた。

- ・ 人員削減計画は相当の前倒しで努力をしたいということは理解したが、総人件費改革の5年間の純減数はどれくらいになるのか、精査して数字を報告していただきたい。
- ・ 適用・徴収事務の一元化については、いつまでにこういった内容の取組を行っていくのか、工程を明確にしてお示しいただきたい。
- ・ 新たな組織発足後も、不断に改革を進めるべき。
- ・ 再々ヒアリングは実施しない。

別紙 2 - 5 社会保険庁関係（厚生労働省）

重要方針における見直しの方向性

包括的・抜本的な民間委託等

厚生労働省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

- 厚生年金・国民年金の適用、徴収、相談等について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 労働保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。
- 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
 - 社会保険事務局のブロック化
 - 社会保険事務局・社会保険事務所間の業務量格差の是正
 - 定型的業務の完全外部化
 - 情報システムの活用 等

検討の状況（3月22日第5回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

回答全体について

【厚生労働省からの説明】

- ・ 内閣官房長官の下で「社会保険庁のあり方に関する有識者会議」等における議論の中で、保険料徴収の徹底、職権適用の拡大、国民サービスの向上、内部統制機能の強化、ITガバナンス等の要員強化が必要とされており、こうした業務を含む包括的民間委託はできない。
- ・ 他方、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」において、今後7年間で、政府管掌健康保険公法人（非公務員）移行分を含め、常勤公務員の定員を20%以上純減（約3,500人）することとしており、当該計画に基づき、今後5年間で約3,000人超（削減率17%以上）の純減を行う。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 強制徴収の部分は議論があろうが、ギリギリの見直しというのは疑問があり、コア業務と非コア業務の分類を見直すことにより、更に削減できるのではないか。
- ・ 削減「できる」と「できない」の仕切りが内向きに見える。もう少し前向きに検討すべき。
- ・ 社会保険庁に対する国民の目は厳しい。納税者・国民の目線で見直すべき。
- ・ 社会保険庁の削減計画では、常勤よりも非常勤の削減の方が多いが、逆にすることも考えられないか。

人員削減計画の前倒しについて

【厚生労働省からの説明】

- ・ 日本最大のオンラインシステムを業務・システムの最適化計画に基づき 5 年間で整備することを前提としており、これ以上の前倒しは技術的に困難である。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 改革にはスピードが重要であり、前倒しを図るべき。
- ・ 既に削減に取り組んでいる他の部局にも同様の指摘をしている。現行の 7 年計画を 5 年間に前倒しすべき。
- ・ 業務・システム最適化計画はいわばルーチンなものであり、上乘せが必要。単にシステム整備があるから無理というのは、国民が納得しないのではないか。
- ・ 郵便局のシステムは前倒しがなされたが、真にシステム整備に 5 年要するのであれば、例えば、ねんきん事業機構が発足する時に、システム整備を前提とした非常勤化や時限定員化をすることにより恒常的な定員を削減することはできないか。

労働保険の適用・徴収業務と社会保険の適用・徴収業務の一元化について

【厚生労働省からの説明】

- ・ 社会保険と労働保険とでは、適用事業所や被保険者の範囲、保険料の算定方式等が異なる。これらを直ちに統一することは制度の根幹に関わるため困難。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 厚生年金・政管健保と労働保険の制度の中身が異なるのは分かるが、適用・徴収業務の対象は勤労者であり同じである。一元化によって更なる合理化を図るべき。
- ・ 仮に中身が異なる部分があるのなら、一元化に向けて積極的に工夫していくべき。
- ・ 徴収事務センターでの一元化が実態として前進しているという説明だが、そうであれば、削減対象として見込むべき。
- ・ 国民の顔を見ながら改革を進めていくべきであり、業務の実施単位の相違があるからという理由は、削減の余地があると考えざるを得ない。
- ・ 厚生年金・政管健保の対象事業所が約 150 万でその適用徴収要員は約 4,000 人である一方、労働保険の対象事業所が約 300 万で適用・徴収の要員は約 2,700 人。その差がなぜ生じるのか。
- ・ 職員の数と徴収率の向上は必ずしも一致するものではなく、類似業務との比較により適正な定員を算出すべき。保険の種類(厚生年金と労働保険)によって定員の差が生じるのは疑問であり、更なる精査が必要。
- ・ ユーザーの立場から見れば、社会保険と労働保険は当然一元化されるべきもの。今から一元化を前提として取り組むべき。
- ・ 国民の利便の観点から複数の窓口が存在するのは不合理であり、組織や庁舎の統合、窓口の一本化などを前提とした職員の再配置を検討すべき。
- ・ 厚生労働省の 3 つの出先機関を合わせれば、相当の削減ができるのではないか。
- ・ 法改正をせずにできる一元化の措置はし尽くしており、更なる一元化のためには法改正が必要であると説明するのであれば、その変えるべき点を整理して説明することが必要。

別紙 2 - 6 行刑施設関係（法務省）

重要方針における見直しの方向性

包括的・抜本的な民間委託等

法務省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

- 現在実施している P F I 事業における包括的民間委託と実質的に同様の取組を、当てはめ得る他の全ての刑務所において行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、その理由を明らかにすること。
- 以下の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
 - 一部の刑務所で民間等への委託を実施中の総務、警備等の業務の他の刑務所への拡大
 - 上記の委託業務範囲の更なる拡大
 - 定型的業務の完全外部化
 - 情報システムの活用 等
- 上記の業務のうち民間等への委託を実施中のものについて、当該業務の内容とその人員数（総人員数及びそのうちの委託済人員数）を施設ごとに明らかにされたい。

検討の状況（3月16日第4回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

行刑施設の現状と民間委託の推進について

【法務省からの説明】

- ・ 近年の収容者数の増加で、職員 1 人当たりの収容者数は平成 7 年の 2.7 人から 16 年の 4.4 人と 1.6 倍になっており、超過勤務や休日出勤が常態化するなど職員の待遇が悪化。
- ・ 加えて、過剰収容状態の解消のため今後新たに収容棟を約 9 千人分増築することとしており、刑務官の増員が不可欠。
- ・ 増員幅を圧縮するため、公権力の行使に当たらない業務の民間委託を推進。全国の施設の人員配置を精査し、平成 22 年度までに新たに 719 ポストを民間委託可能と算出。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 国の財政が厳しい中、数多くの刑務所を運営していくためには、地域の安全にも配慮しつつ、引き続き民間委託を進めていく以外にない。
- ・ 総務部門約 2,400 人分の業務については、もっと民間委託ができるのではないかと。定員純減という政府全体の大きな目標があることを踏まえ、更に検討を進めてほしい。
- ・ 民間委託は単年度契約のようだが、複数年契約にすれば、委託職員の熟練度も上がり、委託できる範囲が広がるのではないかと。
- ・ 市場化テスト法が成立し施行されれば、民間委託を巡る環境も変わるのではないかと。
- ・ 行政職の職員はどのような業務をしているのか。刑務官も総務系の業務を行うということなら、行政職の職員は他の仕事についてもらってもいいのではないかと。
- ・ 既存の施設は元々委託を前提にしておらず、そのような建物で民間事業者が事業を行うのは難しいとのことだが、施設を民間に委託できるような構造に改修すれば、改修費用はかかるが人件

費は削減でき、トータルでコストを下げるができるという考え方もあり得る。

構造改革特区を活用した民間委託の推進について

【法務省からの説明】

- ・ 構造改革特区では、公権力の行使を伴う業務のうち、職業訓練、健康診断など権力性の弱いものについて民間委託が可能となっている。
- ・ 地域自治体の熱意と民間事業者の参入意欲を考慮し、山口、島根の2箇所において、PFI方式による施設建設から運営までの包括的な民間委託を実施。
- ・ これら2施設の実施状況を踏まえつつ、今後の新たな施設整備に当たってPFI方式による包括的な民間委託を積極的に検討。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 刑務所は迷惑施設と言われ大変だと思うが、新しく作る施設は、PFIの手法を取り入れて頑張ってもらいたい。
- ・ 例えば交通刑務所などは、犯罪傾向の進んでいない受刑者が多いと思うが、PFI方式による包括的な民間委託はできないか。
- ・ 特区制度はPFI方式とセットということではないので、特区で民間委託が認められた業務は、PFIとは切り離して、職業訓練、健康診断など個別に委託するという検討が必要ではないか。地方では委託先が限られることや自治体の協力が得られるかどうかの問題もあるかもしれないが、委託を推進する方法を考えてほしい。
- ・ 定員削減の検討に当たっては、市場化テスト、PFIのノウハウを最大限生かし、民間委託したケースをベースに考えるべきではないか。

議事概要【森林管理関係】

○平成18年4月21日（金）

農林水産省出席者

佐藤一雄官房文書課長、梶谷辰哉林野庁国有林野部長、福田隆政林野庁国有林野部
経営企画課長

議事の経過

資料に沿って、農林水産省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）農林水産省の回答のポイント

- ・ 人工林の整備、木材販売等の業務は独立行政法人に移行し、天然林の管理・保全、治山事業は国が責任をもって実施する。
- ・ 定員内職員については、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行により約2,000人程度、業務・定員のスリム化により約400人を純減。

- ・ 国有林野事業について、森林の機能を踏まえ、人工林と天然林に分けて考えるというのは、分かりやすく、明快な整理である。
- ・ 定員約400人を削減することだが、どのような業務を効率化して削減するかの具体的な説明がないと、この検討結果の評価は難しい。
- ・ 前回ヒアリングで、森林官1人で山手線の内側と同じくらいの面積を受け持つとの説明があり、印象に残っているが、今回の検討の結果、それがどのように変わるのか。どの業務にどれだけの人が必要かの具体的な説明がなく、ただ掴みで400人を差し出しただけとのイメージになっており、中身を精査すればもっと工夫できるのではないかとも思える。現在個々の業務に何人配置されていて、検討の結果、独法に移行する業務はどれで必要な人数は何人か、国に残る業務はどれで必要な人数は何人か、業務の効率化をどのように図りその結果何人削減となるのか、具体的に説明していただきたい。
- ・ 一般会計2,900人と独法2,000人について、なぜそのような人数の配分になるのか分からない。
- ・ 独法に移行する定員2,000人について、50人しか削減できないというのは少ないのではないか。独法化に当たっては、初めから十分にスリム化して移行していただきたい。
- ・ 現在の林野庁の本庁・森林管理局・森林管理署という組織自体はそのまま残るようだが、独法化されたところはどのような組織になるのか。林野庁の各組織と同居するような形になるのか。組織として非効率な形態にならないように留意していただきたい。
- ・ ある国有林が自然環境保全の対象になれば、環境省の担当になり、国有財産としての管理業務はほとんど不要になるのではないか。環境省で行っている自然環境保全業務と併せて効率化を図るべき。

- ・独法の姿はこれから議論するとのことだが、伐採までの1つのサイクルに50年かかる中で、独法の事業を独立採算制で行うのは難しいのではないかと。
- ・合理化・スリム化の取組みとしては、これで合格とはいえないので、更なる検討をお願いしたい。
- ・国有林野特会は、貸借対照表上は大幅な資産超過なのに、売れる資産がない。せっかく企業会計の観点から分析しているのに、資産をどのように計算しているのか。特会の話で真っ先に出てくる国有林野特会が資産超過なので、他の特会もみな同じだと思われる。資産の評価方法についてもご検討いただきたい。客観的な評価指標として、貸借対照表は重要である。会計の考え方をきちんと整理することができるはず。
- ・同じ農水省で、この前に話を聞いた農林統計や食糧管理では、どの業務で何人を削減するというのがもう少し細かく示されていた。森林管理でも、400人について更に精査していただきたい。

以上のような意見交換を経て、農林水産省に対して、次のように伝えた。

- ・現在どの業務に何人いて、そのうち独法に移行する業務と国に残る業務の範囲と必要人数がそれぞれどのようになるか精査すること。
- ・国に残る業務にせよ、独法に移行する業務にせよ、より一層の組織・定員のスリム化を図ること。特に、独法に移行する業務については、約50人の削減では不十分であり、一層の精査を行うこと。
- ・本日指摘のあった点について、更に精査を行い、一層の積み増しをお願いしたい。精査の結果を事務局にご報告いただきたい。

別紙 2 - 7 森林管理関係（農林水産省）

重要方針における見直しの方向性

非公務員型独立行政法人化等

農林水産省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

- 非公務員型独立行政法人へ移行すること。

検討の状況（3月10日第3回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

国に残すべき業務と独法に移行すべき業務の区分について

【農林水産省からの説明】

- ・ 国有林野はその9割を保安林が占め、我が国の安全安心な国土管理の要。国有林野事業のうち、企画立案を行う基本的な部分は引き続き国が実施することとし、現場の実施業務のうち定型的なものについては独立行政法人への移行を考えている。
- ・ 国有林野事業は現場レベルでの判断が重要であり、これは「企画立案」に含まれると考えている。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 約5,000人の国家公務員のうち何人が独立行政法人に移るのか分からない。
- ・ 独立行政法人化を検討する際における「企画立案」業務とは、本省レベルで行う政策の企画立案業務を指すものである。
- ・ 現場レベルでの判断は事業の実施に当然伴うものであり、それを「企画立案」とは呼べない。
- ・ 様々な独法の中には総合的な調整から実施業務までを一元的に行うものもあり、他の独立行政法人の例も参考に、独立行政法人に移行すべき業務の範囲を再検討すべき。
- ・ 国有林野事業は治山から木材の伐採、販売までを一体的に行うものであり、それを細分化して性質ごとに国の業務と独法の業務に区分するのは、かえって非効率ではないか。森林管理局全体を独立行政法人に移し、一体的に森林の利活用、保全を図ることが良い。全般的に移すという発想がないと、できたものがごちゃまじりとしてしまい、機能を発揮できない。
- ・ 森林の維持管理には国家公務員の身分は必要なく、森林組合など地元の民間の人々を活用して実施すればよい。
- ・ 国有財産管理としての森林管理の実施業務には政策の企画立案の要素がほとんどない。国が中期目標を作って示し、独法が中期計画を作って実施すればよい。
- ・ 治山治水の最上流である森林をきちんと管理しなくてはならないのはもっともだが、森林には国有林以外にも公有林、民有林がある。異なる主体が管理しているために、森林の全体を面的に管理できていないのが、災害時にも大きな問題となっている。各々何らかの形で民間委託されている現状も踏まえ、いっそ管理主体を変えて一体的に管理するという検討も必要ではないか。

特別司法警察職員の取扱いについて

【農林水産省からの説明】

- ・ 特別司法警察職員としての業務については、産業廃棄物の投棄や貴重な高山植物の窃盗などに対処するため、引き続き国として実施することが必要。
- ・ 立件数は少ないが、一罰百戒的な要素が強く、相応の効果がある。
- ・ 武器、警棒等は携行していないが、通常の事案は特別司法警察職員の身分証を見せることで対応できる。悪質事案については警察に通報し連携して対応。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 職員1人当たり山手線の内側と同じぐらいの面積という広範囲を管轄している現状にあって、特別司法警察職員としての機能を十分果たしているか疑問。むしろボランティアを活用したほうが監視の目が行き届くのではないか。
- ・ 悪質事案は警察に通報している現状を踏まえれば、民間人でも同じこと。現行犯逮捕なら民間人でも可能であり、特別司法警察職員の身分を有する職員がいるからといって、国でないといけない理由にはならない。

別紙2 - 8 国立高度専門医療センター関係（厚生労働省）

重要方針における見直しの方向性

非公務員型独立行政法人化等

厚生労働省に対して示した具体的な検討の方向性（1月6日行政改革推進事務局）

- 非公務員型独立行政法人へ移行すること。

検討の状況（3月16日第4回会議にてヒアリング）

（委員からの主な意見）

回答全体について

【厚生労働省からの説明】

- ・ ナショナルセンターを充実発展させるため、その役割・位置づけにふさわしい法人形態を検討しつつ、制度的・財政的な措置を講じた上で、非公務員型独立行政法人化を検討する。
- ・ ナショナルセンターとして国民から期待される機能を充実強化するための諸条件が担保できない場合には、非公務員型独立行政法人とすることは困難。但し、担保できなくなる可能性は少ないと考える。
- ・ 国立国際医療センター国際医療協力局（61人）の業務の一部については、厚生労働本省に移管することを検討する。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 非公務員型独立行政法人化へ前向きに検討を行うことは、基本的に高く評価する。
- ・ どうしてもやむを得ない部分を最小限として、できるだけ全体として法人化を検討すべきである。

制度的・財政的課題等について

【厚生労働省からの説明】

- ・ ナショナルセンターに、国の医療施策に関する企画立案に関し、厚生労働省に対し政策提言を行うことができる仕組みの構築等が必要である。
- ・ 借入金に係る債務処理や業務の適切かつ安定的な運営を維持するための必要な措置を講じる必要がある。

【委員からの指摘・意見】

- ・ 制度的・政策的な課題については、今後の法人の詳細設計の段階で解決すべき。
- ・ 国が負債を全部背負ってしまうことは避けるべきであり、しっかりした負担能力の査定を行うことが必要である。
- ・ 財政支援や負債が残ったままというのは不適切であり、負債の返済見通しや効率化なども検討すべきである。
- ・ 政策的研究費補助を活用し、可能な限り運営費交付金に頼らないで済むよう効率化を進めるべき。
- ・ 法人化した後も効率化の努力は必要であり、法人化した後の規模等についても中期目標の策定を視野に入れて検討を進めるべき。

法人の形態論

【厚生労働省からの説明】

- ・ 医療政策の効率的な推進に支障を来すことのないよう、法人の形態は、ナショナルセンターごとに個別の法人とすることとしたい。

【委員からの指摘・意見】

- ・ これまでの独立行政法人の見直しの議論では、統合して共通業務の集中による効率化を図るのが大きな方向である。これを踏まえ、各センターを一つの法人とするか、各センターごとの法人とするかについて、メリット・デメリットを明確にしてほしい。この点については、将来の課題としてではなく、すぐにでも検討を行うべきである。

議事概要【登記・供託関係】

○平成18年4月7日（金）

法務省出席者

寺田逸郎民事局長、後藤博民事局総務課長、余田武裕民事局総務課補佐官

議事の経過

資料に沿って、法務省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）法務省の回答のポイント

- ・ 登記事項証明書交付等の市場化テストで最大1,181人、登記所統廃合で最大57人、登記のオンライン申請率の向上により最大約350人（注）で合計最大約1,590人の削減が可能（このうち約760人は定員合理化計画の内数）。

注）オンライン申請率が50%になった場合の試算

- ・ 合計で約1,590人という大幅な定員削減の試算を提出したことは評価する。
- ・ 最大の問題は、試算のとおり削減が実施されるかどうかという点。市場化テストがうまくいけばとか、オンライン申請率が50%に向上すれば削減可能との条件付きになっているが、計画を着実に進める具体的方策を明らかにして初めて計画と言える。
- ・ 証明書発行の乙号事務は、一部について既に民間委託を行っており、市場化テストの結果を待たずとも1,181人の削減は可能ではないか。
- ・ 統合される登記所の数（120か所）よりもそれにより削減される定員数（57人）が少ないのはおかしいのではないか。
- ・ オンライン申請率向上の実現可能性について司法書士会は懐疑的と聞いている。50%達成のため具体的にどのような方策を考えているか明らかにすることが必要。
- ・ 登記申請の甲号事務は、昭和40年代以来今日まで職員1人当たりの登記事件数があまり変わらないが、業務の執行方法の見直しが行われていないことの表れではないか。特に、バブル期以降1人当たり事件数はむしろ減っており、効率が落ちている。抜本的な改革を行う余地は大きいと考えられる。業務フローを見直し、更なる合理化を行うべき。
- ・ 市町村では、固定資産実地調査の際、民間に出せる事務はできる限り民間委託する。市場化テスト法では市町村の窓口業務が民間委託の対象になっている。税務署では通知書の作成・発送などの業務を民間委託していると聞いている。登記についても、乙号事務だけでなく、甲号事務の「登記識別情報の作成・交付」や「各種通知書の作成・発送」など、更に民間委託できる部分があるのではないか。
- ・ 平成22年度までに登記所備付地図のコンピュータ化が終了すれば、それ以降更なる定員削減効果が見込まれる。今回の定員純減の検討に際しては、そうした先のことも視野に入れて削減数を積み上げるべき。
- ・ 登記官も公証人も、紛争の未然防止の役割を担う点では同じだが、前者は国家公務員で後者は非公務員。登記事務は国家公務員が担うべきというのであれば、公証人

との違いを明確にすることが必要。

- ・ 供託は、書類手続が法務局等で、金銭の払込は日銀の歳入代理店でと分かれており、利用者に不便。ワンストップサービス化の取組を積極的に進めて効率化を図るべき。

以上のような意見交換を経て、法務省に対して、次のように伝えた。

- ・ 大幅な定員削減数を試算したことは評価するが、試算との条件が付されているので、削減を確実なものとするための具体的な方策を検討し、行政改革推進事務局に報告していただきたい。
- ・ その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を決定することとしたい。

議事概要【国有財産管理関係】

○平成18年4月14日（金）

財務省出席者

日野康臣理財局次長、細田隆理財局国有財産企画課長、吉村宗一大臣官房地方課長

議事の経過

資料に沿って、財務省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）財務省の回答のポイント

- ・ 今後5年間（平成18～22年度）は新規増員要求を行わないこととし、5年間▲10%超（▲181人）の定員の純減を実施（既定の定員合理化計画による分を含む。）。
- ・ 国有財産法に基づき財務大臣の総括権を行使する業務であり、国自ら行う必要がある。ただし、定型的業務は民間委託を推進。
- ・ 行政財産と普通財産は、相互の入替え等があるため、一体として取り扱う必要がある。

- ・ 純減数や増員要求を行わないことを明言している点を評価する。高度利用等のノウハウを有する民間シンクタンクなどの知見を定型的業務の委託以外にも活用すべき。
- ・ 財務事務所、財務出張所の統廃合の余地はないのか。国有財産管理を全事務所・出張所で行う必要はない。
- ・ 国土交通省の官庁営繕業務との重複はないのか。民間では一緒にやっている。
- ・ 政府部内の内部管理的な間接業務であり、各省や国立大学にも同じ業務がある。各省共通的な業務の見直しを検討する余地がある。財務省のような中核的な官庁が範を示し改革を行うことで、全体の改革が進む。民間委託については、定型的な業務に限定するのではなく、もう少し踏み込んだ姿が見えるようにすべき。
- ・ 行政財産は各省が管理しているが、減量化し定員を削減しても庁舎スペースが減らなくては意味がない。総括権の行使は効率化のために必要であるとしても、それ以外の業務について、もう少し踏み込めるのではないか。普通財産の管理については、困難事案の処理も含めて民間のノウハウを利用すべき。物納財産が将来的に増加するかどうかは景気などに左右される話。独法化すると業務が固定されるので、民間委託の方がよい。宿舍については、定型的業務にこだわらず、民間委託の可能性を更に検討されたい。
- ・ 行政機関全体としての間接部門については、縦割りで別となっているが、見直しが重要と思う。外部委託については制約が多い。例えば、宿舍の規程などで制約要因となっているものがある。見直して、他の官庁の模範となるものを示してもらいたい。
- ・ 国有財産は、税と表裏一体の関係にあり、適切な管理が必要。回答は他省と比べて模範となるが、これからのIT化の進展等を踏まえ、不断の見直しが必要。1兆円の資産売却については、税金であるとの観点から適切に行ってもらいたい。

- ・ 5年間で定員を181人純減し約1,600人とする内容で他の委員の評価も良いが、過大評価ではないか。企業で言えば管財部門。約1,600人もの人数はとても抱えられない。範を垂れるのであれば、他省との比較ではなく、ゼロベースで見直していただきたい。
- ・ 普通財産の管理について、行政目的に使用していないのに国家公務員が直接管理する必要があるのか。行政財産と普通財産を一体として管理しているとのことだが、絶対に分離できないのか。また、分離できないとするのなら、独立行政法人化できないか。
- ・ 物納財産の調査は、本来国税庁がやればよいのではないか。
- ・ 国有財産の評価はかなりルーズだと思う。民間は税務署から厳しく管理しろと言われるが、国有財産は帳簿と登記が合っているか分からない。しっかり管理してもらいたい。
- ・ 総務省は土地開発公社について身軽になれと言っている。財産をいかに活用するかが課題。財産を持っているから大変で、いかに身軽になるかで業務のやり方が変わる。
- ・ 各省に重複した業務がある。横断的に見るのが、この会議の目的に資するもの。
- ・ コスト削減は水田に足を突っ込むようなもの。力を入れて踏み込むとコストが落ちる。これで終わりではなく一層の努力をお願いしたい。国と地方に800兆円を超える債務がある中での回答。もっと考えてもらいたい。

以上のような意見交換を経て、財務省に対して、次のように伝えた。

- ・ 本日の指摘を踏まえ、更なる削減方策について検討を行い、行政改革推進事務局に報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を決定することとしたい。

議事概要【官庁営繕関係】

○平成18年4月14日（金）

国土交通省出席者

中島正弘大臣官房総括審議官、奥田修一大臣官房官庁営繕部長、池内眞一大臣官房
官庁営繕部管理課長

議事の経過

資料に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 立法、行政、司法の各国家機関が事務を行うために必要な空間及び機能を提供・維持することは国自らが行うべき業務であり、独立行政法人への移行はできない。
- ・ 職員による保全のための実施指導はその成果を関係法令や基準の設定・改正にフィードバックさせる必要があり、両者は一体不可分。
- ・ 設計・施工等の実施事務については、原則として全て民間委託を実施。

- ・ 民間の建築物と官庁の建築物とで何が違うのか。耐震や保全などは建物については同じではないか。官庁の建築物に限り国がやらなければならないということが理解できない。
- ・ 具体的な純減数の検討要請についていまだに作業中であるというのでは、ゼロ回答と言わざるを得ず、残念である。少なくともどういう段階にあり、どういう観点から作業しているのかは説明してもらいたい。また、検討要請対象として5年5%をはるかに上回る純減数を期待されているということも改めて認識していただきたい。
- ・ これまでのヒアリングでは試算した仮定の削減数であっても、あえて示してきた役所もあった。官庁営繕についてはそれも出せないのか。
- ・ 純減方針は閣議決定事項であるが、純減数が出せないということは閣議決定に従わないということか。
- ・ これまで独立行政法人の有識者会議として独立行政法人化の議論をしてきたが、官庁営繕に関しては基本的に独立行政法人化できない理由は何一つないというのが説明を聞いての感想である。
- ・ 今の行革の趣旨は成果を求めていくということになっている。現段階でどのような成果が出せるのか。提出期限があるのだから、その時点のものを出してもらわないと行政のマネジメントが進まない。しっかりやってもらいたい。
- ・ 営繕には政府組織内の間接部門という性格がある。内部管理的な間接部門はもっと民間に出せるということで、間接部門の扱いが今回の行革では重要となっている。また、国として関与する必要があるということと、職員が国家公務員であるということとは別の話。官庁営繕の業務を行う者が国家公務員であるべき必要性はない。
- ・ 管財業務を民間では一つの部門で実施しているが、国では国有財産管理部門と官庁営

繕部門に分かれている。両部門で 3,000 人くらいの人員が配置されている。統合できるかどうかは別にして、業務を合わせて実施した方が効率的にできるのではないのか。

- ・ 営繕計画書に対する意見書を出す業務に相当多くの人員が配置されているようだが、各省庁が作成する営繕計画書のところで煮詰めてしまえば、意見を出す前の段階で決着が着くはず。そうであれば、意見書関係の業務に多くの人員を配置する必要あるのか。
- ・ 我々は公務の範囲を見直して、国家公務員以外の者ではできないのかどうかを検討しているが、官庁営繕については国家公務員でなければならないという前提の下に検討しているようであり、おかしい。
- ・ 官公庁施設の保全業務については、「保全業務支援システム」を今後 5 年間で最大限活用し、200 人の定員をどう減らしていくのか整理した上で純減数を示してもらいたい。
- ・ 官庁営繕の業務については、企画立案というよりも技術的観点からの指導業務であり、実施業務が大半を占めており、業務量ももっと減らしていくべき。非公務員型独立行政法人化するか、あるいは民間委託であれば相当大きい純減数を出す必要がある。
- ・ 工場など大きい財産を持っている民間企業では、財産管理、営繕等の業務を子会社に任せているところが多い。要は中央官庁に営繕の組織を置かなくてもよいのではないかということ。独立行政法人方式で行った方が効率性や透明性が確保されるのではないか。
- ・ オフィスビル等の開発、管理等の事業を行っている民間企業は沢山ある。いいビルを作っているし、アスベストの問題もない。それらの民間企業の業務と官庁営繕の業務のどこが違うのか。官庁施設の営繕は民間企業で十分に実施可能ではないか。
- ・ 国家機関の建築物のストックが 8 万棟で、総延べ面積が 5 千万平米であると言われても膨大すぎてイメージできない。営繕業務全体でどのくらい効率化できるのかを我々は検討しているのであり、政府全体で営繕関係業務がどのくらいあり、そのうち官庁営繕部の業務がどのくらいのウエイトを占めるのか明確に示してもらいたい。その上で、どの業務分野でどの程度効率化を図るのか、具体的に示していただきたい。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・ 真に国家公務員を充てるべき業務の範囲について至急検討を行い、これ以外の業務について、民間委託や非公務員型独立行政法人への移行を真剣に検討すべき。
- ・ 官公庁施設の保全業務について「保全業務支援システム」を最大限活用し、今後 5 年間で保全業務に係る定員（約 200 人）の大幅な削減を図るべき。
- ・ 政府全体における営繕関係の業務のうち、官庁営繕部の業務がどれくらいのウエイトを占めるのか明確にした上で、どの業務分野でどの程度効率化を図るのか、具体的に示すべき。
- ・ 本日の指摘を踏まえ、至急定員の純減方策の検討を進め、行政改革推進事務局に報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含めて今後の進め方を決定することとしたい。

議事概要【国土地理院関係】

○平成18年4月14日（金）

国土交通省出席者

中島正弘大臣官房総括審議官、矢口彰国土地理院長、大竹重幸国土地理院総務部長

議事の経過

資料に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 国土地理院の任務は、国家行政の基礎となる国の基準点及び基本図を整備し、土地の測量及び地図の調製に一定の認証を与える重要なもの。国自らが主体となって直接実施すべきであり、独立行政法人へ移行することはできない。諸外国でも国自ら担当している。
- ・ 具体的な純減数の明示がなく、ゼロ回答と言わざるを得ない。総人件費改革に対して全く協力するつもりがないのか。今までの業務を改善するつもりが全くないということか。まず、意識改革をする必要がある。率直に言って、測量法の改正等の企画立案以外の業務は非公務員型独立行政法人に移行すべき。
- ・ 昭和42年度から平成17年度までに定員を22%削減したとのことだが技術が著しく進んだ40年もの間に20%程度減らしたくらいでは本当に効率化しているのか疑問。内部管理要員が地理院本体の20%いるが、113人も総務部門にいるのは多すぎるのではないか。それだけをとっても、全く効率化されていないのではないかと印象を受ける。
- ・ 国土地理院の業務を国で実施すべきということと、国家公務員が実施すべきということは、分けて議論する必要がある。測量や観測、地理情報の提供等に係る研究や技術開発といった業務は企画立案という部分は少なく、成果の評価の基準を作れば、きちんとできる性質のもの。独立行政法人は中期目標を決めて、それに向けてきちんした成果を出すという点で裁量が少ないが、しっかり国の仕事として実施する仕組みであり、国土地理院の業務は独立行政法人化になじむものである。国土地理院の業務全体の中で国として実施しなければならないものと、そうでないものを明確にした上で、後者について、非公務員型独立行政法人での実施を真剣に検討すべき。
- ・ 業務の必要性は理解するが、いかんせん技術的な話が多い。実施すべき業務の実施方法の効率化ということであれば、非公務員型独立行政法人になじむもの。本当に実施しなければならない仕事は削減すべきではなく独立行政法人に移行すべきと考える。実施しなければならない業務については基準を作って独立行政法人に実施させればよい。
- ・ 国際会議への政府代表としての出席は国の機関の国家公務員でなければという話があったが、必要であれば国土交通省の職員が出席すれば足りる。地図に「認証」を与え

るということも独立行政法人の個別法に業務として位置付ければ問題はない。

- ・独立行政法人が実施した基本図の整備等の「認証」に相当大規模な国家組織が必要になるとか、国土地理院が独立行政法人化されれば、基本図の整備が非効率になるとともに測量制度が維持できず様々な測量が重複して無秩序になるとの説明は理解できない。
- ・国土地理院は地震が発生したら活断層の調査を実施するが、独立行政法人である防災科学技術研究所や産業技術総合研究所でも同様の調査を実施している。独立行政法人であっても、職員が国家公務員でなくとも高い信頼を得て業務を行っている。独立行政法人に移行しても国土地理院の業務が変わるものではない。
- ・資料の中に「国及び国家公務員の権威の下に実行可能」とあるが、公権力の行使でもないような業務にまでこのような理由付けを行うとすれば、独立行政法人の制度そのものを否定することになる。
- ・国土地理院の権威は、高い技術力への信頼によるものである。独立行政法人に移行しても技術力に基づく業務の信頼性は不変であり、権威が変わるものではない。
- ・独立行政法人は、業務が単純明快で第三者にも評価できるということが必要である。国土地理院の場合、国土の軸がずれて国境紛争という問題が起こった場合にどうするかなど、外から単純に第三者が評価できない部分があるように思う。単純に効率化のために独立行政法人化するということがよいのかどうか。今は、国土、領土の問題が難しい時期でもあり、そういうことも踏まえてしっかりした説明をしてもらいたい。
- ・GISなど業務量が増えているとのことであるが、中長期的にはどういう見通しを立てているのか教えてもらいたい。
- ・業務や機能をどこに位置付けるかはよく議論する必要がある。仮に独立行政法人化した場合の評価についてであるが、測量したところが正しいかどうかは国家公務員が実施しても民間が実施しても検証は難しい。どういう方法で実施したのかそれが今、最善の方法であるかどうかで検証するしかない。これは独立行政法人が実施しているか民間が実施しているかによって、評価ができるできないという問題にはならない。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・測量法の改正等の企画立案業務など全体の中で国として実施しなければならないものと、そうでないものを明確にした上で、後者について、非公務員型独立行政法人での実施を真剣に検討すべき。
- ・総務部の定員は113人と本院の定員562人の2割を占めており、非常に大きい。内部管理業務の見直し等による総務部の定員の合理化を積極的に進めるべき。
- ・本日の指摘を踏まえ、至急定員の純減方策の検討を進め、行政改革推進事務局に報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含めて今後の進め方を決定することとしたい。

議事概要【自動車登録関係】

○平成18年4月7日（金）

国土交通省出席者

宿利正史自動車交通局長、久米正一自動車交通局技術安全部長、花角英世自動車交通局技術安全部管理課長、長田太大臣官房総務課長

議事の経過

資料に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 自動車の所有権を公証するものであり、また、国民の権利を直接に制限し義務を課すものであるので、国という最も信頼のある主体が、公正中立な立場で、厳正に所有権の所在を審査する必要がある。
- ・ 一体的に業務処理を行っており、一部業務を切り出して、民間委託等を行うことはできない。
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、稼動間もないことから、業務の効率化について定量的に算定するのは困難。

- ・ チームで処理を行っているとのことだが、民間企業では、小集団活動やアメーバ組織などにより事務処理のシステム化、標準化を積極的に進め、従来、正社員が行ってきた業務を大幅にアウトソーシング化し成功している。
- ・ 自動車の安全確保は重要だが、それと自動車登録がどうつながるのか分からない。人員を安全安心の方にシフトすることが重要だと思うが、なぜこういう回答になるのか。どれだけシフトできるのか具体的に分からないか。
- ・ 既に特定独立行政法人になっている自動車検査独立行政法人と併せて、非公務員型の独立行政法人へ移行することを検討すべき。
- ・ 去年の閣議決定でかなりの方向性を持って「独立行政法人化を検討」とされており、独法化の話がでると思っていたが、独法化の検討も定員純減の具体的検討も無くて驚いている。なぜ話が無いのか。独法化についても検討すべき。
- ・ 自動車登録業務は独立行政法人になじまないとの説明だが、どのようになじまないのか分からない。どうして国家公務員でなければならないのか理解できない。
- ・ 社会秩序維持のための情報の記録・管理、所有権の公証の性格を持つことは間違い無いが、だからといって、公務員がやらねばならないという議論には全く結び付かない。
- ・ 閣議決定は、平成20年度に特別会計の統合を行った後、独立行政法人化の検討を行うということ。統合ができていないため、現段階では、独法化はできないと答えているということではよいか。
- ・ 特別会計の統合は、独法化の前提とはならない。登録業務は企画・立案ではなく実施業務であり、軽自動車については、先行して民間法人がやっている。民間に任せられ

るところ、独法化できるところについては、特別会計の統合や一般会計化とは関係なしに検討されてしかるべき。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・ 閣議決定との関係を含めて独法化の論点を整理して、行政改革推進事務局に報告していただきたい。併せて自動車登録業務における具体的な定員純減の目標数を至急提出していただきたい。
- ・ その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を決定することとしたい。

議事概要【気象庁関係】

○平成18年4月7日（金）

国土交通省出席者

梶原景博気象庁次長、羽鳥光彦気象庁総務部企画課長、長田太大臣官房総務課長

議事の経過

資料に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 防災気象情報は国民の生命・財産にかかわり、国の防災・危機管理対策として国自ら実施すべきであるなどとして、気象庁の業務を独立行政法人に実施させることは不適當
- ・ 民間には気象庁が活用可能なデータはないが、自治体等の観測データについては、気象庁が全国展開する基盤的な観測網を補完するものとして引き続き活用を推進
- ・ 機械化等により業務運営の効率化を進める。自動観測システムを計画的に整備するとともに、地方气象台等の防災体制を強化しつつ、引き続き測候所の無人化及び組織廃止を定員合理化計画の中で着実に実施

- ・ 具体的な削減可能数が示されていないが、今回の検討でどのように業務を見直したのかを説明してもらいたい。我々は定員合理化計画から一段踏み込んだ見直しを求めている。独法化や研究部門の見直しを行ってもらいたい。
- ・ 大学などの研究機関にも気象関係の研究者がいる。また、実用研究としての民間との連携がある。これまで国の研究機関は運営の自由度が上がるということで独法に移行している。独法化のメリットも念頭において、真剣に独法への移行を検討すべき。
- ・ 気象庁の業務は元々技術に基づく客観的なものである。また、地震・津波・火山の観測や情報の作成・提供という業務は実施業務であり独法でも実施可能。防災に国が責任を負うのは結構だが、それと観測や情報の収集・提供は別である。気象庁の業務のどの部分が企画立案であるのかよく分からないが、気象研究所などの研究部門や教育部門はそもそも独法に移行すべきはもちろんのこと、気象庁全体としても非公務員型独法化を検討すべき。
- ・ 気象庁はプロとして判断を行っているものであり、その持つ高い専門性と国家公務員の立場がつかない。
- ・ 気象庁で行っている研究は業務と一体であるとのことだが、行政機関が設置する研究機関は本来どれも業務目的の研究を行うため設置されている。また、国立大学とは区別されており、国立大学は国立大学法人に移行している。国の研究機関の大宗も既に独法に移行しており、自らの業務のための研究を実施しているということを独法化できない理由としては認められない。
- ・ 地震の情報については、地方自治体や他の機関の震度計の観測データを活用している

とのことであるが、そうであれば、観測データの収集は、国自らが行う「べき」というのはおかしい。また、豪雨などの情報についても気象庁が観測業務を独占することなく、地方自治体や民間など他の主体が収集した観測データの活用を積極的に検討すべき。

- ・機械化による測候所の無人化についての方針はあるが、具体的な計画となっていない。全ての測候所を無人化する計画を作成し、具体的な定員削減の数を示してもらいたい。これまでは測候所を年間5か所程度無人化しているとのことであるが、それでは46か所の測候所を全て無人化するのに9年間要することになる。是非前倒しをして、計画的に今後5年間で全て無人化すべき。
- ・気象庁は国民にとって身近で親しみやすい役所である。国民が親しみやすいと感じるのは、国家公務員が業務を実施しているからではなく、高い技術力を信頼しているからである。国家公務員として国民の安全・安心に関わる業務を実施しているといっても警察などとは違う。気象庁の業務のうち災害対応関係業務だけを強調しているのも理解できない。観測機器の発達やデータの自動処理の著しい向上により、今後も民間に任せられる部分が増えるはずであり、観測・予測業務の一層の効率化を図るべき。
- ・市町村でも集中豪雨の際に警報等を発令するために雨量計を設置しており、これによりピンポイントで警報を出すことが可能となっている。市町村の雨量計で観測したデータを気象庁は使っていないようであるが、自らのデータのみが正しいとせずに、市町村の観測データも積極的に活用すべき。
- ・日本は世界各国と比べて災害が多いこともあり、気象庁が収集したデータは重要であり、貴重でもある。これを全て無償で使わせるのではなく、独法に移行した上で、国の行政機関としての制約を離れて、提供の仕方を工夫する方がよいのではないか。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・気象庁の業務は実施業務が主であり、国家公務員でなければならない理由は説得的でない。独法化のメリットを念頭において、全体としても独法化を検討すべき。
- ・特に気象研究所などの研究部門は、非公務員型独法化することを積極的に検討すべき。
- ・地方自治体や民間など他の主体が収集した観測データの活用を積極的に検討すべき。
- ・観測機器の発達やデータの自動処理の著しい向上を踏まえ、観測・予測業務の一層の効率化を図るべき。また、46か所ある測候所を今後5年間で計画的にすべて無人化すべき。
- ・本日の指摘を踏まえ、至急定員純減の具体的な方策と目標数を検討し、行政改革推進事務局に報告していただきたい。
- ・その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を決定することとしたい。